

令和4年度

予 算 書

加 賀 市

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 1 号	令和 4 年度加賀市一般会計予算 -----	1
議案第 2 号	令和 4 年度加賀市国民健康保険特別会計予算 -----	17
議案第 3 号	令和 4 年度加賀市後期高齢者医療特別会計予算 -----	22
議案第 4 号	令和 4 年度加賀市介護保険特別会計予算 -----	25
議案第 5 号	令和 4 年度加賀山代温泉財産区特別会計予算 -----	31
議案第 6 号	令和 4 年度加賀山中温泉財産区特別会計予算 -----	34
議案第 7 号	令和 4 年度加賀市病院事業会計予算 -----	37
議案第 8 号	令和 4 年度加賀市水道事業会計予算 -----	42
議案第 9 号	令和 4 年度加賀市下水道事業会計予算 -----	47

一 般 会 計 予 算

議案第1号

令和4年度 加賀市一般会計予算

令和4年度の加賀市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 34,624,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和4年度加賀市一般会計歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,500,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年2月25日提出

加賀市長 宮元 陸

第1表

令和4年度加賀市一般会計歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 市税		8,800,200
	1. 市民税	3,333,100
	2. 固定資産税	4,026,900
	3. 軽自動車税	229,900
	4. 市たばこ税	516,000
	6. 入湯税	178,400
	7. 都市計画税	515,900
2. 地方譲与税		284,194
	1. 地方揮発油譲与税	66,000
	2. 自動車重量譲与税	192,000
	4. 森林環境譲与税	26,194

(単位：千円)

款	項	金額
3. 利子割交付金		11,000
	1. 利子割交付金	11,000
4. 配当割交付金		31,000
	1. 配当割交付金	31,000
5. 株式等譲渡所得割交付金		35,000
	1. 株式等譲渡所得割交付金	35,000
6. 法人事業税交付金		128,000
	1. 法人事業税交付金	128,000
7. 地方消費税交付金		1,632,000
	1. 地方消費税交付金	1,632,000
8. ゴルフ場利用税交付金		95,000
	1. ゴルフ場利用税交付金	95,000

(単位：千円)

款	項	金額
9. 環境性能割交付金		31,000
	2. 環境性能割交付金	31,000
10. 地方特例交付金		47,000
	1. 地方特例交付金	47,000
11. 地方交付税		8,297,000
	1. 地方交付税	8,297,000
12. 交通安全対策特別交付金		8,000
	1. 交通安全対策特別交付金	8,000
13. 分担金及び負担金		62,327
	1. 分担金	1,205
	2. 負担金	61,122

(単位：千円)

款	項	金額
14. 使用料及び手数料		369,752
	1. 使用料	119,070
	2. 手数料	250,682
15. 国庫支出金		5,613,069
	1. 国庫負担金	3,494,919
	2. 国庫補助金	2,102,864
	3. 国庫委託金	15,286
16. 県支出金		2,025,992
	1. 県負担金	1,374,540
	2. 県補助金	449,846
	3. 県委託金	201,606

(単位：千円)

款	項	金額
17. 財産収入		43,266
	1. 財産運用収入	9,899
	2. 財産売却収入	33,367
18. 寄附金		430,200
	1. 寄附金	430,200
19. 繰入金		1,486,361
	2. 基金繰入金	1,486,361
20. 繰越金		20,000
	1. 繰越金	20,000

(単位：千円)

款	項	金額
21. 諸収入		591,119
	1. 延滞金、加算金及び過料	16,000
	2. 市預金利子	40
	4. 貸付金元利収入	107,115
	5. 受託事業収入	1,183
	6. 雑入	466,781
22. 市債		4,582,520
	1. 市債	4,582,520
歳 入 合 計		34,624,000

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1. 議会費		281,068
	1. 議会費	281,068
2. 総務費		3,212,089
	1. 総務管理費	2,518,563
	2. 徴税費	358,561
	3. 戸籍住民基本台帳費	209,304
	4. 選挙費	96,641
	5. 統計調査費	3,484
	6. 監査委員費	25,536
3. 民生費		11,893,956
	1. 社会福祉費	5,714,178
	2. 児童福祉費	4,780,941
	3. 生活保護費	1,398,837

(単位：千円)

款	項	金額
4. 衛生費		3,029,946
	1. 保健衛生費	1,548,424
	2. 環境衛生費	204,788
	3. 清掃費	1,197,597
	4. 広域事務費	79,137
5. 労働費		6,140
	1. 労働諸費	6,140
6. 農林水産業費		368,393
	1. 農業費	294,697
	2. 林業費	63,278
	3. 水産業費	10,418

(単位：千円)

款	項	金額
7. 商工費		1,155,422
	1. 商工費	701,960
	2. 観光費	453,462
8. 土木費		4,976,570
	1. 土木管理費	182,717
	2. 道路橋梁費	1,332,558
	3. 河川費	19,531
	4. 港湾費	9,250
	5. 都市計画費	3,365,239
	6. 住宅費	67,275
9. 消防費		1,438,832
	1. 消防費	1,438,832

(単位：千円)

款	項	金額
10. 教育費		2,787,191
	1. 教育総務費	375,262
	2. 小学校費	683,348
	3. 中学校費	283,071
	4. 幼稚園費	1,949
	5. 社会教育費	742,610
	6. 保健体育費	700,951
12. 公債費		5,366,906
	1. 公債費	5,366,906
13. 諸支出金		97,487
	2. 基金費	61,557
	3. 公営企業費	35,930

(単位：千円)

款	項	金額
14. 予備費		10,000
	1. 予備費	10,000
歳 出 合 計		34,624,000

第2表

債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
基幹系システム等管理費	自 令和4年度 至 令和9年度	1,048,385
石川県議会議員選挙事務費	自 令和4年度 至 令和5年度	12,846
かが幼稚園整備費補助金	自 令和4年度 至 令和9年度	2,749 及び利子相当額
山中ふたば保育園整備費補助金	自 令和4年度 至 令和9年度	5,500 及び利子相当額
清和保育園整備費補助金	自 令和4年度 至 令和9年度	3,573 及び利子相当額
加賀温泉駅周辺施設整備事業 (加賀温泉駅高架下都市施設 建築工事及び監理業務)	自 令和4年度 至 令和5年度	791,375
(仮称)萬松園公園整備事業	自 令和4年度 至 令和7年度	613,500
防災緊急情報伝達システム(防災行政無線) 戸別受信機等整備事業	自 令和4年度 至 令和5年度	165,143

第3表

地 方 債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
令和4年度 庁舎整備事業債	11,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、市財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
令和4年度 社会福祉施設整備事業債	22,500			
令和4年度 児童福祉施設整備事業債	1,100			
令和4年度 廃棄物処理施設整備事業債	43,500			
令和4年度 保健衛生施設整備事業債	2,600			
令和4年度 農業用施設整備事業債	8,600			
令和4年度 農業振興施設整備事業債	1,400			
令和4年度 林道整備事業債	3,100			
令和4年度 漁港整備事業債	5,700			
令和4年度 商工施設整備事業債	122,000			

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
令和4年度 道 路 整 備 事 業 債	1,006,900	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、市財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
令和4年度 橋 梁 整 備 事 業 債	90,100			
令和4年度 港 湾 整 備 事 業 債	4,000			
令和4年度 街 路 整 備 事 業 債	54,300			
令和4年度 景 観 整 備 事 業 債	3,500			
令和4年度 公 園 整 備 事 業 債	108,600			
令和4年度 北 陸 新 幹 線 整 備 事 業 債	90,000			
令和4年度 市 営 住 宅 整 備 事 業 債	2,300			
令和4年度 下 水 路 整 備 事 業 債	3,000			
令和4年度 消 防 施 設 整 備 事 業 債	45,200			

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
令和4年度 防災施設整備事業債	195,100	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、市財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
令和4年度 小学校施設整備事業債	63,400			
令和4年度 中学校施設整備事業債	18,700			
令和4年度 保健体育施設整備事業債	3,200			
令和4年度 社会教育施設整備事業債	38,800			
令和4年度 過疎対策事業債	254,500			
令和4年度 水道事業会計出資債	31,500			
令和4年度 臨時財政対策債	428,000			
令和4年度 借 換 債	1,919,420			
合 計	4,582,520			

国民健康保険特別会計予算

議案第2号

令和4年度 加賀市国民健康保険特別会計予算

令和4年度の加賀市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,367,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和4年度加賀市国民健康保険特別会計歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年2月25日提出

加賀市長 宮元 陸

第1表

令和4年度加賀市国民健康保険特別会計歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 国民健康保険税		1,261,326
	1. 国民健康保険税	1,261,326
4. 都道府県支出金		5,485,909
	1. 都道府県支出金	5,485,909
5. 財産収入		500
	1. 財産運用収入	500
6. 繰入金		584,078
	1. 他会計繰入金	556,364
	2. 基金繰入金	27,714
8. 諸収入		35,187
	1. 延滞金、加算及び過料	13,010
	4. 雑入	22,177
歳入合計		7,367,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総務費		197,251
	1. 総務管理費	192,694
	2. 徴收費	4,098
	3. 運営協議会費	459
2. 保険給付費		5,286,079
	1. 療養諸費	4,573,898
	2. 高額療養費	693,497
	3. 移送費	77
	4. 出産育児諸費	12,607
	5. 葬祭諸費	6,000

(単位：千円)

款	項	金額
3. 国民健康保険事業費納付金		1,771,063
	1. 医療給付費分	1,228,795
	2. 後期高齢者支援金等分	395,621
	3. 介護納付金分	146,647
4. 共同事業拠出金		2
	1. 共同事業拠出金	2
6. 保健事業費		83,776
	1. 保健事業費	12,850
	2. 特定健康診査等事業費	70,926
7. 基金積立金		500
	1. 基金積立金	500

(単位：千円)

款	項	金額
8. 公債費		500
	1. 公債費	500
9. 諸支出金		26,829
	1. 償還金及び還付加算金	7,010
	3. 繰出金	19,819
10. 予備費		1,000
	1. 予備費	1,000
歳 出 合 計		7,367,000

後期高齢者医療特別会計予算

議案第3号

令和4年度 加賀市後期高齢者医療特別会計予算

令和4年度の加賀市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,076,600 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和4年度加賀市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000 千円と定める。

令和4年2月25日提出

加賀市長 宮元 陸

第1表

令和4年度加賀市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 後期高齢者医療保険料		786,402
	1. 後期高齢者医療保険料	786,402
3. 繰入金		287,396
	1. 繰入金	287,396
5. 諸収入		2,802
	1. 延滞金及び過料	700
	2. 償還金及び還付加算金	2,100
	3. 預金利子	2
歳入合計		1,076,600

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総務費		10,953
	1. 総務管理費	10,953
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		1,062,947
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	1,062,947
3. 公債費		100
	1. 公債費	100
4. 諸支出金		2,100
	1. 償還金及び還付加算金	2,100
5. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳 出 合 計		1,076,600

介護保険特別会計予算

議案第4号

令和4年度 加賀市介護保険特別会計予算

令和4年度の加賀市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,530,300 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和4年度加賀市介護保険特別会計歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、450,000 千円と定める。

令和4年2月25日提出

加賀市長 宮元 陸

第1表

令和4年度加賀市介護保険特別会計歳入歳出予算

歳入

介護保険事業勘定

(単位：千円)

款	項	金額
1. 保険料		1,570,750
	1. 介護保険料	1,570,750
2. 分担金及び負担金		84
	1. 負担金	84
3. 使用料及び手数料		2
	1. 手数料	2
4. 国庫支出金		1,746,568
	1. 国庫負担金	1,224,998
	2. 国庫補助金	521,570
5. 県支出金		1,085,756
	1. 県負担金	1,013,010
	2. 県補助金	72,746

(単位：千円)

款	項	金額
6. 支払基金交付金		1,946,521
	1. 支払基金交付金	1,946,521
7. 財産収入		300
	1. 財産運用収入	300
8. 繰入金		1,146,116
	1. 他会計繰入金	1,118,409
	2. 基金繰入金	27,707
10. 諸収入		2,203
	1. 延滞金、加算金及び過料	1
	2. 預金利子	1
	3. 雑入	2,201
歳 入 合 計		7,498,300

介護サービス事業勘定

(単位：千円)

款	項	金額
1. サービス収入		32,000
	1. サービス収入	32,000
歳入合計		32,000

介護保険特別会計 歳入合計	7,530,300
---------------	-----------

歳 出

介護保険事業勘定

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総務費		107,691
	1. 総務管理費	57,598
	2. 介護認定審査会費	50,093
2. 保険給付費		6,888,383
	1. 保険給付費	6,888,383
4. 地域支援事業費		491,224
	1. 地域支援事業費	491,224
5. 保健福祉事業費		6,592
	1. 保健福祉事業費	6,592
6. 基金積立金		300
	1. 基金積立金	300
7. 公債費		100
	1. 公債費	100

(単位：千円)

款	項	金額
8. 諸支出金		3,010
	1. 償還金及び還付加算金	3,010
9. 予備費		1,000
	1. 予備費	1,000
歳出合計		7,498,300

介護サービス事業勘定

(単位：千円)

款	項	金額
2. 事業費		32,000
	1. 事業費	32,000
歳出合計		32,000

介護保険特別会計 歳出合計	7,530,300
---------------	-----------

加賀山代温泉財産区特別会計予算

議案第5号

令和4年度 加賀山代温泉財産区特別会計予算

令和4年度の加賀山代温泉財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 131,200 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和4年度加賀山代温泉財産区特別会計歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000 千円と定める。

令和4年2月25日提出

加賀市長 宮元 陸

第1表

令和4年度加賀山代温泉財産区特別会計歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 一般事業収入		61,815
	3. 財産運用収入	3,869
	5. 寄附金	1
	6. 繰入金	7,267
	8. 預金利子	1
	9. 売店収入	48,000
	10. 雑入	2,677
2. 総湯事業収入		53,955
	1. 利用料	50,497
	2. 手数料	12
	3. 区民助成金	3,146
	6. 雑入	300
3. 古総湯事業収入		15,430
	1. 使用料	15,427
	2. 手数料	3
歳入合計		131,200

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 一般事業費		49,562
	1. 財産区管理会費	901
	2. 総務管理費	9,740
	4. 区民助成費	3,146
	5. 公債費	1
	6. 基金積立金	50
	8. 売店運営費	35,724
2. 総湯事業費		67,034
	1. 総湯事業費	67,034
3. 古総湯事業費		14,504
	1. 古総湯事業費	14,504
4. 予備費		100
	1. 予備費	100
歳 出 合 計		131,200

加賀山中温泉財産区特別会計予算

議案第6号

令和4年度 加賀山中温泉財産区特別会計予算

令和4年度の加賀山中温泉財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 193,400 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和4年度加賀山中温泉財産区特別会計歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000 千円と定める。

令和4年2月25日提出

加賀市長 宮元 陸

第1表

令和4年度加賀山中温泉財産区特別会計歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 温泉事業収入		65,800
	1. 温泉配湯収入	52,560
	2. 財産運用収入	118
	3. 温泉加入金	10
	4. 雑入	10
	5. 繰越金	100
	6. 繰入金	13,002
2. 菊の湯事業収入		127,600
	1. 利用料	85,595
	2. 手数料	18
	3. 区民助成金	13,968
	5. 繰入金	17,899
	6. 雑入	10,110
	7. 繰越金	10
歳入合計		193,400

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 温泉事業費		65,600
	1. 財産区管理会費	650
	2. 総務管理費	3,699
	3. 源泉管理費	40,205
	4. 区民助成費	13,968
	5. 公債費	10
	6. 基金積立金	7,068
2. 菊の湯事業費		127,600
	1. 菊の湯事業費	127,600
3. 予備費		200
	1. 予備費	200
歳 出 合 計		193,400

病 院 事 業 会 計 予 算

議案第7号

令和4年度 加賀市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度の加賀市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 病院事業

(1) 病床数	300 床
(2) 年間患者数	
入院	97,090 人
外来	121,500 人
(3) 1日平均患者数	
入院	266 人
外来	500 人
(4) 訪問看護年間利用者数	3,048 人
(5) 主要な建設改良事業	
病院建設改良費	看護学校設計事業 125,000 千円
資産購入費	医療器械整備事業 100,000 千円

2 看護学校事業

(1) 看護学科(3年課程) 定員 1学年 36名 修業年限 3年

3 保育施設事業

(1) 年間保育数	
病児・病後児保育	1,000 人
院内保育	48 人

令和4年度加賀市病院事業会計予算

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	病院事業収益	8,210,921 千円
第1項	医業収益	6,876,571 千円
第2項	医業外収益	1,186,750 千円
第3項	看護学校収益	122,549 千円
第4項	保育施設収益	25,051 千円

支 出

第1款	病院事業費用	8,374,783 千円
第1項	医業費用	8,051,721 千円
第2項	医業外費用	155,706 千円
第3項	看護学校費用	122,549 千円
第4項	保育施設費用	33,807 千円
第5項	特別損失	6,000 千円
第6項	予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 244,785千円は、過年度分損益勘定留保資金 244,077千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 708千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款	資本的収入	1,135,932千円
第1項	企業債	745,600千円
第2項	出資金	362,582千円
第3項	負担金	25,000千円
第4項	補助金	2,750千円

支 出

第1款	資本的支出	1,380,717千円
第1項	建設改良費	225,000千円
第2項	企業債償還金	1,148,517千円
第4項	投資	7,200千円

令和4年度加賀市病院事業会計予算

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
病 院 医 療 事 務 等 業 務	令 和 4 年 度 か ら 令 和 6 年 度 ま で	262,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
令 和 4 年 度 病 院 事 業 債	745,600	普 通 貸 借 又 是 証 券 発 行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
合 計	745,600			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用と医業外費用
- (2) 各項に計上した給与費用
- (3) 建設改良費と企業債償還金

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 病院事業費用

(1) 給与費 4,838,612 千円

(2) 交際費 500 千円

(他会計からの補助金)

第10条 医師及び看護師等の研究研修費、院内保育所の運営経費、病院事業会計に係る共済追加費用、基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費、児童手当の支給に要する経費及び医師の派遣を受けることに要する経費のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、183,586千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、625,370千円と定める。

令和4年2月25日提出

加賀市長 宮元 陸

水道事業会計予算

議案第8号

令和4年度 加賀市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度の加賀市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	25,900 戸
(2) 年間総給水量	10,529,346 m ³
(3) 一日平均給水量	28,848 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
配水及び給水施設費	
配水管網整備事業	44,070 千円
老朽管更新事業	435,722 千円
配水管更新事業	33,885 千円
給水管更新事業	146,955 千円
配水施設更新事業	33,220 千円

令和4年度加賀市水道事業会計予算

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	水道事業収益	2,511,378	千円
第1項	営業収益	2,324,661	千円
第2項	営業外収益	186,717	千円

支 出

第1款	水道事業費用	2,473,228	千円
第1項	営業費用	2,219,398	千円
第2項	営業外費用	249,830	千円
第3項	特別損失	3,000	千円
第4項	予備費	1,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 986,297千円は、過年度分損益勘定留保資金 938,918千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 47,379千円をもって補てんするものとする。)

収 入

第2款	資本的収入	766,475千円
第1項	企業債	639,200千円
第2項	工事負担金	30,960千円
第3項	他会計出資金	31,500千円
第4項	他会計補助金	3,301千円
第5項	他会計負担金	4,340千円
第6項	国庫補助金	21,000千円
第8項	長期貸付金償還金	36,174千円

支 出

第2款	資本的支出	1,752,772千円
第1項	建設改良費	728,030千円
第2項	企業債償還金	744,042千円
第4項	他会計貸付金	279,700千円
第7項	予備費	1,000千円

令和4年度加賀市水道事業会計予算

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
水道料金等業務	令和4年度から令和9年度まで	441,804

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
令和4年度 水道事業債	639,200	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、 利率見直し方式で借 り入れる政府資金及 び地方公共団体金融 機構資金について、 利率の見直しを行っ た後においては、当 該見直し後の利率)	借入先の融通条件に よる。ただし、企業財 政その他の都合によ り据置期間及び償還 期限を短縮し、若しく は繰上償還し、又は低 利に借換えすること ができる。
合 計	639,200			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

105,806 千円

(他会計からの補助金)

第10条 簡易水道統合整備事業に係る企業債元利償還金及び児童手当の支給に要する経費のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,430 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、49,732 千円と定める。

令和4年2月25日提出

加賀市長 宮元 陸

下水道事業会計予算

議案第9号

令和4年度 加賀市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度の加賀市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	12,755 戸
(2) 年間総有収水量	4,634,328 m ³
(3) 一日平均有収水量	12,696 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
污水管渠建設費	公共下水道污水管渠築造事業 257,201 千円
	農業集落排水管路築造事業 16,800 千円
污水ポンプ場建設費	公共下水道污水ポンプ更新事業 117,800 千円
処理場建設費	公共下水道処理場更新事業 9,300 千円
流域下水道建設費負担金	加賀沿岸流域下水道建設費負担金 40,250 千円

令和4年度加賀市下水道事業会計予算

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	下水道事業収益	1,899,754	千円
第1項	営業収益	751,751	千円
第2項	営業外収益	1,148,003	千円

支 出

第1款	下水道事業費用	1,895,154	千円
第1項	営業費用	1,679,738	千円
第2項	営業外費用	212,516	千円
第3項	特別損失	1,900	千円
第4項	予備費	1,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額639,244千円は、過年度分損益勘定留保資金18,773千円、当年度分損益勘定留保資金612,614千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,857千円をもって補てんするものとする。)

	収	入
第2款 資本的収入		1,982,602 千円
第1項 企業債		1,412,000 千円
第2項 工事負担金		13,720 千円
第3項 他会計出資金		117,708 千円
第4項 他会計借入金		279,700 千円
第6項 国庫補助金		156,000 千円
第9項 投資償還収入		3,474 千円
	支	出
第2款 資本的支出		2,621,846 千円
第1項 建設改良費		442,751 千円
第3項 企業債償還金		2,133,721 千円
第4項 他会計借入金償還金		36,174 千円
第5項 投資		8,000 千円
第6項 過年度補助金等返納金		200 千円
第7項 予備費		1,000 千円

令和4年度加賀市下水道事業会計予算

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
水道料金等業務委託負担金	令和4年度から令和9年度まで	水道料金等業務委託費の各年度における業務単価の2分の1に、下水道事業に係る取扱件数を乗じて得た額の合計額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
令和4年度 下水道事業債	1,412,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
合 計	1,412,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

68,671千円

(他会計からの補助金)

第10条 雨水処理に要する経費、分流式下水道等に要する経費、流域下水道の建設に要する経費、下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費、水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費、不明水の処理に要する経費、地方公営企業法の適用に要する経費、下水道事業債の償還に要する経費、基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費及び児童手当の支給に要する経費のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、871,543千円である。

令和4年2月25日提出

加賀市長 宮元 陸